

## 広島県誘客促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症に伴う移動自粛が緩和されている現状を踏まえ、観光に対する安心・安全を確保しつつ、県内・近隣県・全国への段階的に対象エリアを拡大して誘客を促進することで、厳しい経営環境にある観光関連事業者を支援することを目的として、広島県誘客促進支援事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金交付の対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、旅行業法(昭和27年法律第239号。)第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務及び地域限定旅行業務を営む者(以下「補助対象者」という。)とする。

### (補助金交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が旅行割引プランを造成し、旅行者に対して旅行サービスを提供する事業とする。

2 前項に規定する旅行割引プランは、広島県内を旅行する行程であるものとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が造成する旅行割引プランの割引相当額とし、補助金の額は別表に掲げる額の範囲内とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、広島県誘客促進支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計画に記載した割引前の旅行プランの販売額が分かる書類
- (3) 口座振替依頼書
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 知事は前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、広島県誘客促進支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、補助金の交付を申請した者に速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ、広島県誘客促進支援事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体における20パーセント以内の変更がある場合については、この限りではない。

- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、広島県誘客促進支援事業計画中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 知事は、第1項及び第2項の規定による変更又は中止（廃止）の申請を受理したときは、内容を審査し適当と認めたときは、広島県誘客促進支援事業計画変更（中止・廃止）決定通知書（別記様式第5号）により、補助金の交付を申請した者に速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、当該事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、広島県誘客促進支援事業実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて実績を報告しなければならない。（ただし、提出期限が土日祝日の場合は、その直前の開庁日を提出期限とする。）

- (1) 旅行割引プラン実績集計表
- (2) 割引前の旅行プランの販売額及び旅行割引プランの販売額が確認できる書類
- (3) 各種旅行割引プランを利用した旅行実績が確認できる書類
- (4) 補助金の概算払いを受けている場合は概算払精算書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の規定による報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、広島県誘客促進支援事業補助金概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、第7条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲

げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助対象者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助対象者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第12条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

(第4条関係)

割引前の旅行プランの販売額	補助金の額 (旅行割引プランの 割引相当額)
旅行プランの販売額(税込)が30,000円以上	15,000円/人
旅行プランの販売額(税込)が20,000円以上30,000円未満	10,000円/人
旅行プランの販売額(税込)が10,000円以上20,000円未満	5,000円/人
旅行プランの販売額(税込)が10,000円未満	2,500円/人

ただし、旅行プランの販売額から、広島県誘客促進事業者補助金の額及び他の自治体の補助金等を活用した旅行割引プランの販売額が1,000円を下回る場合には、旅行者が最低1,000円を負担することとする。

なお、上記割引前の宿泊プランの販売額は、消費税を含み、入湯税を除いた額とする。

様式第1号（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

広島県知事様

住 所  
事業者名  
代 表 者 ㊞

広島県誘客促進支援事業補助金交付申請書

このことについて、広島県誘客促進支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 事業計画に記載した割引前の旅行プランの販売額が分かる書類
- (3) 口座振替依頼書（別紙2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

## 広島県誘客支援事業計画書

## 1 旅行割引プランの概要

## 2 補助対象経費等

## (1) 広島県民向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の 旅行プラン の販売額(A)	旅行割引 プランの 販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引 プランの 販売数 (E)	補助金の額 (D)×(E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

## (2) 中国地方各県及び愛媛県民向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の 旅行プラン の販売額(A)	旅行割引 プランの 販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引 プランの 販売数 (E)	補助金の額 (D)×(E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(3) 全国向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の 旅行プラン の販売額(A)	旅行割引 プランの 販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引 プランの 販売数 (E)	補助金の額 (D) × (E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
【例】 瀬戸内しまめぐりプラン	10,000	7,500	2,500	2,500	0	200	500,000	
計							500,000	

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

県補助金額の合計 (1) + (2) + (3) = \_\_\_\_\_ 円

# 口座振替依頼書

令和 年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

印

広島県から私に支払われる下記1の支払は、下記2の預金口座へ振り替えてください。

1 支払金の内容

広島県誘客促進支援事業に係る補助金
-------------------

2 振替先預金口座

金融機関名	銀行	支店(所)
預金種目	普通	当座
口座番号		
フリガナ 口座名義		

(注) 1 金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義は、預金通帳で確認して記載してください。

2 受領権限の委任等がある場合には、委任等を証明する書類（委任状又は定款等）を添付してください。



（補助対象者の名称） 様

広島県知事

広島県誘客促進支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった広島県誘客促進支援事業補助金については、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「交付規則」という。）第4条第1項の規定に基づき次のとおり交付することに決定したので、交付規則第6条の規定に基づき通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、令和 年 月 日付け広島県誘客促進支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円

3 交付の条件

（1）次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。

ア 補助事業の経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く）

イ 補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

広島県知事様

住所

事業者名

代表者

印

広島県誘客促進支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった補助事業について、次のとおり計画を変更したいので、広島県誘客促進支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、承認を申請します。

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 補助対象経費及び補助金の額（変更前及び変更後）  
別紙、変更事業計画書のとおり

別紙

広島県誘客促進支援事業（変更）計画書

1 旅行割引プランの概要

2 変更後の補助対象経費等

(1) 広島県民向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の旅行プランの販売額(A)	旅行割引プランの販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引プランの販売数(E)	補助金の額 (D)×(E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(2) 中国地方各県及び愛媛県民向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の旅行プランの販売額(A)	旅行割引プランの販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引プランの販売数(E)	補助金の額 (D)×(E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

(3) 全国向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の 旅行プラン の販売額(A)	旅行割引 プランの 販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引 プランの 販売数(E)	補助金の額 (D) × (E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

県補助金額の合計 (1) + (2) + (3) = \_\_\_\_\_ 円

広島県知事様

住所

事業者名

代表者

印

広島県誘客促進支援事業計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、広島県誘客促進支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、承認を申請します。

- 1 中止（廃止）事項及びその内容
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 その他参考となる資料

（補助対象者の名称） 様

広島県知事

広島県誘客促進支援事業計画変更（中止・廃止）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった広島県誘客促進支援事業の計画変更（中止・廃止）を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更する。

1 補助金の交付の対象となる事業, その内容及びこれに要する経費の配分は, 令和 年 月 日付け広島県誘客促進支援事業計画変更承認申請書（広島県誘客促進支援事業計画中止（廃止）承認申請書）に記載のとおりとする。

2 変更後の補助対象経費及び補助金の額は, 次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の額 円

3 交付の条件等

令和 年 月 日

広島県知事様

住所

事業者名

代表者

㊟

広島県誘客促進支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた広島県誘客促進支援事業に係る実績報告について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額及び実績報告額

(1) 補助金交付決定額 円

(2) 補助金実績報告額 円

2 事業実施期間

(1) 事業開始年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

(1) 旅行割引プラン実績集計表（別紙2）

(2) 割引前の旅行プランの販売額及び旅行割引プランの販売額が確認できる書類

(3) 各種旅行割引プランを利用した旅行実績が確認できる書類

(4) 補助金の概算払いを受けている場合は概算払精算書（別紙3）

(5) その他知事が必要と認める書類

## 旅行割引プラン実績集計表

## (1) 広島県民向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の 旅行プラン の販売額(A)	旅行割引 プランの 販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引 プランの 販売数(E)	補助金の額 (D)×(E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

## (2) 中国地方各県及び愛媛県民向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の 旅行プラン の販売額(A)	旅行割引 プランの 販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引 プランの 販売数(E)	補助金の額 (D)×(E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)



(3) 全国向け旅行割引プラン

(単位：円，消費税を含む)

区分	割引前の 旅行プラン の販売額(A)	旅行割引 プランの 販売額(B)	補助対象経費 〔割引相当額〕 (C)	割引相当額の内訳		旅行割引 プランの 販売数(E)	補助金の額 (D)×(E)	備考
				県補助金(D)	自主財源			
計								

(事業実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)

県補助金額の合計 (1) + (2) + (3) = \_\_\_\_\_ 円

別紙3

広島県誘客促進支援事業補助金概算払精算書

(事業者名 )

補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	受入済額 (C)	額の確定額 (D)	差引過不足額 (D) - (C) (E)
円	円	円	円	円

様式第7号（第10条第2項関係）

第 号  
令和 年 月 日

広島県知事様

住所  
名称  
代表者 印

広島県誘客促進支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたこの事業について、広島県誘客促進支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- (1) 旅行割引プラン実績集計表（別紙2）
- (2) 割引前の旅行プランの販売額及び旅行割引プランの販売額が確認できる書類
- (3) 各種旅行割引プランを利用した旅行実績が確認できる書類